

仙台市監査委員公告第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果について次のとおり公表します。

令和3年5月20日

仙台市監査委員	小林	仁
同	須藤	裕州
同	佐藤	正昭
同	岩渕	健彦

第1 請求のあった日

令和3年3月26日

第2 請求人

1名

第3 請求の内容（※1及び2は原文のとおり）

1 請求の要旨

仙台市交通局の経営状況が赤字の状態、乗客の安全輸送及び収入の増収に結びつかない不要不急の図柄入りナンバープレート（以下プレートという。）の導入の為の支出をした行為に関した職員に対して、その費用の返還を求めるものである。

(1) プレートの導入状況及び導入費用

平成30年度――278台

平成31年度――138台

2ヵ年で416台で総額4,830,100円

令和2年度――30台

単年度で30台で353,400円

3ヵ年合計446台で総額5,183,500円

（注）金額等については、資料1の別紙1参照のことまた、令和2年度については令和3年3月23日に、整備課の佐藤氏係長に教示され

た。

- (2) プレーートの導入に関しては、国土交通省が提唱し仙台市まちづくり政策局もその普及促進の為「プレート普及促進協議会」を組織し、交通局もその協議会のメンバーであり、仙台市の要請に応える形で導入したものである。

交通局は、赤字経営の状態のなかでのプレート導入が、収入の増収或いは乗客の安全確保さらには、バスの運行に必要不可欠であったのか、その導入の為の費用の支出の経営判断が正しかったのか等の説明をすべきである。

ちなみに、同じ協議会のメンバーである宮城交通は導入していない現状である。

さらに、協議会が仙台市の職員（まちなみの担当職員及び交通局の職員すら導入していない現状である。）に対して導入に消極的であるのに、何故営業用バスに導入する必然性があるのか。

したがって、本件の支出は、不要不急の支出で不当である。

- (3) 交通局に、「市長への手紙」でプレート導入の必要性の説明を求めましたが、その回答は「交通局の判断です。」というもので、その説明すら拒否していて赤字でも導入しなければならない必要性も説明しない。

仙台市は、コンプライアンス行動規範集（以下コンプラという。）を設けて、職員のコンプライアンスに対する考え方を指導している。

しかし、職員はコンプラを理解もせず無視さえしている。

したがって、コンプラで求めている「親切丁寧に説明する」「十分な説明を尽くす」ことさえ理解していない為、市長への手紙に対する回答の説明さえ出来ない状況である。

さらに、導入の必要性を理解するために、個人情報の開示請求及び情報開示請求に基づく開示資料を求め説明を求めたが、いずれも拒否されている状況である。

これらのことから、交通局がプレートを導入した必要性・必然性を理解することができない。

十分な説明すら避けている事は、不要不急の不当な支出の事実関係を隠蔽していると言われても仕方がない状況を自ら作っていると思慮される。

- (4) 本来経営上赤字である場合には、不要不急な費用の見直し等の経費を削減するのが一般的であり、経営努力するのが経営者であると思慮される。

しかし、本件は不要なプレートを導入した結果、赤字が増加し運賃の値上げに繋がり乗客に無用の負担を強いることになりかねない不当な支出であると思慮される。

したがって、本件不要不急の支出が経営を圧迫している不当な支出といえる。

なを、直近の交通局の経営状況を別紙に示す。

以上のことから、赤字経営のなか不要不急の不当な支出の経営判断に関した職員に対して、当該支出の額の返還を求める。

2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

次に掲げる理由から、監査委員を代えたい。

(1) 市長への手紙の形骸化

この「市長への手紙」の制度は、行政の民主化を推進するものと理解。本件プレートに関し、市長への手紙を通じ質問等を行なってきたが、その回答文の説明を求めたがそのほとんどが断られた。

このことは、市民の意思を無視し行政側の考えを一方向的に押しつけるものと思慮される。

さらに、その回答の内容も、質問に正直に応えたものでないと考えられる。

具体的な事例を資料1の別紙2に示す。

此等のことから、制度の形骸化に繋がることは許されないと思慮される。

(2) コンプライアンス不在

次に、回答の説明をして貰うための方法として、個人情報の開示請求をして開示資料の説明を求めたが、この説明までも拒否されている。

ただし、整備課の1件だけが説明に応じてくれたがそれだけである。

この件に関しては、文書法制課の見解を資料3の別紙3に示してがあるが、交通局はその文書法制課の指導?にも従わないのが現状である。

さらに、プレート導入について決定を行なったときの、決裁文書およびプレート導入に係る打ち合せ記録など、導入に係る意思決定の過程及び根拠が判る行政文書の情報開示請求を行なったが、この開示資料の説明までも拒否している。

これらのことから、仙台市にはコンプライアンス行動規範集というものが存在しながら、仙台市には真のコンプライアンスが存在していないと指摘されても仕方がないと思慮される。

(3) 盗聴を容認した仙台市

この整備課の説明の中で、新たに盗聴の事実が判明した。

その事実に対する質疑応答の記録は、資料3の通りであるがこの盗聴

だけでも問題である。

この件に関して、個人情報保護条令に基づく苦情処理に対する回答でも、「回答を正確に記録するための目的であり、適正な手段であったと考えております。」と記述し、盗聴の正当性を主張している。

この仙台市の判断は、正しいのでしょうか。？

以上のような行政機関の仙台市の監査委員の監査では、公正な監査をお願いすることはできません。

したがって、個別外部監査契約に基づく監査によることを求める次第である。

[請求の要旨に添付された事実を証する書面]

- | | | |
|-----|-----|---|
| 別紙 | | 交通局の経営状態について(令和2年12月14日付) |
| 資料1 | 別紙1 | 交通局の運賃値上げについて(令和2年1月28日付) |
| | | 交通局の経営状況について(令和3年1月4日付) |
| | | 交通局の運賃値上げ・仙台図柄入りナンバープレートの導入について(令和2年2月13日付) |
| | 別紙2 | 図柄付きナンバープレートについて(令和2年11月19日付) |
| | | 図柄入りナンバープレートについて(令和2年12月1日付) |
| 資料2 | 別紙1 | 市長への手紙に関して(令和3年1月17日付) |
| | 別紙2 | 交通局経営企画課長名及び整備課長名で発出された文書(令和3年2月1日付) |
| | 別紙3 | 苦情申出処理票(令和3年2月24日付) |
| | 別紙4 | 個人情報の取扱いに関する苦情について(令和3年3月15日付) |
| 資料3 | 別紙1 | 総務局文書法制課長名で発出された文書(令和3年2月2日付) |
| | 別紙2 | 令和3年1月17日付「市長への手紙に関して」について(令和3年2月19日付) |

(注) 事実を証する書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

第4 請求の受理

本件監査請求は、令和3年3月26日付けでこれを受理した。

第5 監査の実施

本件監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 個別外部監査の請求について

請求人は、「市長への手紙の形骸化」「コンプライアンス不在」「盗聴を容認した仙台市」という3点により「行政機関の仙台市の監査委員の監査では、公正な監査をお願いすることはできません。」と主張し、個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

しかしながら、法上、監査委員は市長から独立してその職を執行すること、また、常に公正不偏の態度を保持することが定められている。さらに、これまでも住民監査請求による監査をはじめ、各種の監査を適正に実施していることから、請求人の主張はあたらない。

したがって、本件監査請求について、個別外部監査契約に基づく監査が相当と認める理由はなく、監査委員による監査を行うことが適当と判断した。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

本件監査請求について、法第242条第7項の規定に基づき、令和3年4月13日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人が請求の要旨を補足する陳述を行った。

3 監査の対象部局

交通局

4 陳述を聴取した職員

交通事業管理者、交通局総務課長、同局経営企画課長、同局財務課長、同局整備課長

5 監査対象事項

本件監査請求の趣旨等を勘案し、請求のあった市営バスへの仙台版図柄入りナンバープレートの導入に係る支出が違法又は不当であるかを監査対象事項とした。また、支出に至っていないものの請求日時点で締結済みの契約についても監査対象事項に含めることとした。

なお、請求人が令和3年3月26日付仙台市職員措置請求書（以下「請求書」という。）や陳述において言及している交通局の説明不足等については、法第242条第1項で規定する監査の対象である違法若しくは不当な財務会計上の

行為又は財務に関する怠る事実には該当しないことから監査の対象とはならないものと判断した。

第6 監査結果

本件監査結果については、合議により、次のとおり決定した。

本件監査請求のうち、仙台版図柄入りナンバープレート導入のための令和2年3月25日以前の支出に係る請求については、法第242条第2項で規定する請求期間を経過しており、同項で規定する「正当な理由があるとき」にも該当しないためこれを却下し、令和2年3月26日以降の支出に係る請求については、請求に理由がないものと認め、これを棄却する。

1 監査対象事項に係る主な事実経過等

仙台版図柄入りナンバープレートは、交通局が新車を購入する際又は中古車を購入し交通局の仕様へ改造する際に併せて取り付けている。

これらに係る費用として令和2年3月26日以降に支出したものは、表1のとおりである。契約金額は、仙台版図柄入りナンバープレート導入に係る交付手数料のほかにバスの車体価格、仙台市仕様への改造に要する装備品代等の費用等が含まれた総額となっている。

表1

年度	支払年月日／契約件名	購入台数	契約金額 (税抜) ※
令和 元年度	令和2年3月31日／ 平成31年度大型ディーゼルノンステップバス購入	25台	524,250,000円
小計(令和元年度)		25台	524,250,000円
令和 2年度	令和2年12月10日／ 令和2年度事業用自動車改造(小型)その1業務委託	1台	3,191,190円
	令和3年2月18日／ 令和2年度事業用自動車改造(大型)業務委託	1台	3,671,405円
	令和3年3月10日／ 令和2年度事業用自動車改造(小型)その2業務委託	3台	9,745,800円
	令和3年4月20日(令和2年9月18日契約)／ 令和2年度大型ディーゼルノンステップバス購入	25台	485,500,000円
	小計(令和2年度)	30台	502,108,395円
合計(監査対象)		55台	1,026,358,395円

※金額には、消費税及び地方消費税を含まない。以下の金額に同じ。

2 交通局における仙台版図柄入りナンバープレート導入の経緯と見解

交通局は、これまでも都市活動が活性化し人の往来が増加することは交通事業者として持続可能な経営のために不可欠であるとの認識の下で、仙台市と連携して観光施策等の都市の活性化に資する公益的な取り組みに貢献してきているところである。

仙台版図柄入りナンバープレートは、都市イメージの向上や地域振興等の観点から仙台市が導入を積極的に推進している施策である。平成30年7月に仙台市まちづくり政策局から積極的導入について依頼があったことを踏まえ、交通局として、市内を走行するバス車両に仙台版図柄入りナンバープレートを導入し市民や観光客の目に触れる機会を増やし普及につなげることは、仙台をPRする都市貢献の一環となるものであり、公益性のある取り組みであるとの判断に至ったことから導入を決めたものである。

また、令和2年度における仙台版図柄入りナンバープレート導入に係る追加費用は199,200円と令和2年度に自動車運送事業会計で負担する事業費用(決算見込値)10,291,992千円に占める割合は0.002%と極めて少なく、この費用をもって直接的に運賃改定につながるほど経営を圧迫するものではないし、自動車運送事業の継続に支障をきたすものではないと主張する。

3 理由

(1) 請求期間について

国土交通省のホームページによると、地方版図柄入りナンバープレートは、「”走る広告塔”として、地域の風景や観光資源を図柄とすることにより、地域の魅力を全国に発信することを目的」に、平成30年10月1日から交付が開始された。

本件監査請求のあった令和3年3月26日において、市営バスへの仙台版図柄入りナンバープレートの導入に係る支出のうち、平成30年10月1日以降、令和2年3月25日以前の支出は、法第242条第2項に定める請求期間の1年を既に経過している。

法第242条第2項ただし書にある「正当な理由」について、請求書に記載がなかったことから、請求人に対し陳述の機会に確認したところ、具体的な理由は示されなかった。

また、請求人が提出した資料1別紙1「交通局の運賃値上げについて」によれば、少なくとも請求人が当該文書で質問を行った令和2年1月28日時点では仙台版図柄入りナンバープレートの導入を知りえていたものと考えられるところ、請求人も陳述の際に「知っていた」旨の発言があった。

さらに、平成 30 年 11 月 1 日発行の「仙台市政だより」の表紙で「10 月から交付開始した仙台版図柄入りナンバープレートに、るーぷる仙台や市営バスも模様替えしました。」と写真入りで紹介されていること及び平成 31 年 2 月 20 日の毎日新聞宮城版に仙台版図柄入りナンバープレートが市営バスに導入されている旨の記事が掲載されていることを確認した。

このため、請求期間が経過したことについて「正当な理由」はないものと判断した。

(2) 支出について

ア 自動車登録番号標（いわゆるナンバープレート）の交付手数料は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 27 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣の認可により定められている。

それによると、該当する市営バス 1 台当たりの交付手数料は、令和元年 10 月 1 日に改定となっているが、仙台版図柄入りナンバープレートの改定後の交付手数料は 11,780 円…①、従来使用していたナンバープレートの改定後の交付手数料は 5,140 円…②であった。

このことから、仙台版図柄入りナンバープレート導入に際し、市営バス 1 台当たり追加でかかる費用は 6,640 円（①－②）であると認定した。

仙台版図柄入りナンバープレートを新たに付けた市営バスの台数に追加で要した費用 6,640 円を乗じて求められた費用の状況を表したものが表 2 である。

表 2

支払年月日		購入台数	仙台版図柄入りナンバープレート導入により追加で要した費用
令和元年度	令和 2 年 3 月 31 日	25 台	166,000 円
小計（令和元年度）		25 台	166,000 円
令和 2 年度	令和 2 年 12 月 10 日	1 台	6,640 円
	令和 3 年 2 月 18 日	1 台	6,640 円
	令和 3 年 3 月 10 日	3 台	19,920 円
	令和 3 年 4 月 20 日	25 台	166,000 円
小計（令和 2 年度）		30 台	199,200 円
合計（監査対象）		55 台	365,200 円

表 2 のとおり、監査対象期間における仙台版図柄入りナンバープレ-

ト導入に係る追加費用は、令和元年度分で 166,000 円、令和 2 年度分で 199,200 円、総額で 365,200 円であると認めた。令和 2 年度におけるこの支出が自動車運送事業の費用全体に占める割合は、決算見込値 10,291,992 千円に対し、0.002%であった。

イ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「企業法」という。）第 3 条は「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」としている。

そして、地方公営企業の行為が企業法第 3 条違反により違法となる場合については、「そもそも地方公営企業における財務運営、経営判断が、政策的、専門的見地から多角的、総合的になされるべきことからすると、その判断には一定の裁量が認められているといわざるを得ず、当該行為の性質、その当時の状況等に照らし、上記裁量権を逸脱しこれを濫用したと認められる場合にはじめて違法となるというべきである」とされている（名古屋高裁平成 17 年 2 月 25 日判決）。

ウ 仙台版図柄入りナンバープレートは、仙台市の都市イメージを向上させ、観光振興及び地域振興に寄与することを目的として、仙台市の市長部局の公用車へ率先して導入された。交通局については、仙台版図柄入りナンバープレートの積極的な導入を検討するよう平成 30 年 7 月に仙台市まちづくり政策局から依頼があった。

これに対し、交通事業管理者が 2 に記載の判断からバス車両への仙台版図柄入りナンバープレートの導入を決定したことは、仙台市全体の都市政策の方向性に照らしても妥当であり、交通事業管理者における経営判断として合理性が認められるところである。

エ 請求人は、宮城交通株式会社では仙台版図柄入りナンバープレートを導入していないこと及び仙台市職員に対する導入への働きかけに消極的であることを主張するが、導入はそれぞれ事業者及び個人の判断により行われるものであるから、上記経営判断の合理性に影響を及ぼすものではない。

オ また、仙台版図柄入りナンバープレートの導入のために追加で要した費用は監査対象期間の総額で 365,200 円であり、令和 2 年度分でみれば 199,200 円と自動車運送事業の費用全体の 0.002%に過ぎず、赤字決算の下にあったとしても経営を圧迫するような支出であるとは考えられない。

したがって、本件支出について裁量権の逸脱又は濫用に当たる事情は認められず、また、不合理とすべき事情もないことから不当な支出とも認められない。

以上のことから、本件監査請求のうち、令和2年3月25日以前の支出に係る請求については、請求要件を欠き不適法であることからこれを却下し、令和2年3月26日以降の支出に係る請求については、請求に理由がないものと認めこれを棄却するのが相当と判断する。